

【別添】新旧対照表

(1) 構造改革特別区域計画

新	旧
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>現在、地方公共団体や企業だけでなく、学校や家庭など我々の暮らしの中におけるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及やインターネットの接続が可能となる環境の整備と接続速度の高速化が浸透している状況を見ると、我が国の情報化は着実に進んできている。</p> <p>今後、地域の活性化を図っていくためには、地域内でだれもが、さまざまな情報を自由に収集できる仕組みを構築する必要があり、このためには、情報通信機能の整備と適切な行政情報の提供が不可欠となっている。また、情報化の推進には、「情報の占有から共有」といった意識の醸成や市民一人ひとりの情報活用能力の向上が不可欠であり、これらに対応した人材の育成や情報を活用できる環境を創造していく必要がある。</p> <p>また、この特例措置を活用し、今回の構造改革特別区域計画の特定事業である修了者に対する国家試験の午前試験を免除する講座の開設・実施を行うことで、受験者の国家試験における負担が軽減されるため、<u>基本情報技術者試験に合格する学生の増加が予想され、本市におけるIT人材が増加するとともに、専門学校で学ぶ若年層の就業支援に寄与するものと期待できる。</u></p> <p>また、IT関連企業だけでなく本市の地場産業である木工業関連企業においても、IT人材を雇用することで事務処理の合理化や生産管理、デザイン力の向上など、企業の高度情報化の推進が図られ、地域産業や経済の活性化に貢献するものである。</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>現在、地方公共団体や企業だけでなく、学校や家庭など我々の暮らしの中におけるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及やインターネットの接続が可能となる環境の整備と接続速度の高速化が浸透している状況を見ると、我が国の情報化は着実に進んできている。</p> <p>今後、地域の活性化を図っていくためには、地域内でだれもが、さまざまな情報を自由に収集できる仕組みを構築する必要があり、このためには、情報通信機能の整備と適切な行政情報の提供が不可欠となっている。また、情報化の推進には、「情報の占有から共有」といった意識の醸成や市民一人ひとりの情報活用能力の向上が不可欠であり、これらに対応した人材の育成や情報を活用できる環境を創造していく必要がある。</p> <p>今回の構造改革特別区域計画の特定事業である修了者に対する国家試験の午前試験を免除する講座の開設・実施を行うことで、<u>資格取得が有利になる国家資格（「初級システムアドミニストレータ」と「基本情報技術者」）は、情報処理に関する技術者としては基礎的な資格として位置付けられている。</u></p> <p><u>これらの国家試験に合格するためには、情報処理における基礎知識や著作権等の法律的な問題など広範囲な知識を必要とし、IT人材を育成する専門学校の学生が体系的に学習することが求められる。</u></p> <p>この特例措置を活用することにより、<u>受験者の国家試験における負担が軽減されるため、資格取得を希望する学生が増加することが予想され、本市におけるIT人材が増加するとともに、専門学校で学ぶ若年層の就業支援に寄与するものと期待できる。</u></p> <p>また、IT関連企業だけでなく本市の地場産業である木工業関連企業においても、IT人材を雇用することで事務処理の合理化や生産管理、デザイン力の向上など、企業の高度情報化の推進が図られ、地域産業や経済の活性化に貢献するものである。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

この構造改革特別区域計画の特例措置である「基本情報技術者試験」の午前試験を免除することによって、受験者の負担が軽減されると、午後に実施される実務分野の試験に集中することができるため、当該試験を受験しようとする希望者及び資格取得者数（合格率）の増加が期待される。

現在、徳島県における本試験の合格率は、全国平均とほぼ同程度の水準で推移しているが、今後、この特例措置を活用することにより、さらなる合格率の向上を目指すものである。

さらに、基本情報技術者試験の受験に有利な環境が整うことによって、徳島市内だけでなく近隣市町村の広範囲の学生が構造改革特別区域計画の特定事業の実施主体となる専門学校への入学を希望し、本市において、高度なITを持つ多くの若年IT人材の輩出が可能になるだけでなく、学生のキャリアアップや将来の就職活動に対する支援が促進されることになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今後、地域産業の振興を推進していくためには、次代を担う創造性豊かな人材を育成するとともに、地域経済に波及効果のある成長性の高い産業の集積を図る必要がある。

今回の特例措置の実施により、本市や近隣の市町村から当該特定事業を実施する専門学校への入学を希望する学生が増加するだけでなく、国家試験合格者が増えることで数多くの高度なITを持つ若年IT人材が輩出されることとなる。

これらのIT人材は、地域情報化の推進のリーダー的な役割を担い、企業や地域のさまざまな場面で活躍することが期待できる。

さらに、木工業を中心とする地元企業がこのIT人材を確保することは、各企業における高度情報化の推進が図られることになり、事務処理のスピードアップや生産技術力の向上、新たな事業展開による企業競争力の維持・発展が期待され、地域経済の活性化に繋がるものである。

また、本市の施策にもある都市型成長産業の導入育成という面においても、

6 構造改革特別区域計画の目標

この構造改革特別区域計画の特例措置である「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除することによって、受験者の負担が軽減されると、午後に実施される実務分野の試験に集中することができるため、当該試験を受験しようとする希望者及び資格取得者数（合格率）の増加が期待される。

現在、徳島県における本試験の合格率は、全国平均とほぼ同程度の水準で推移しているが、今後、この特例措置を活用することにより、さらなる合格率の向上を目指すものである。

さらに、このような国家資格の受験に有利な環境が整うことによって、徳島市内だけでなく近隣市町村の広範囲の学生が構造改革特別区域計画の特定事業の実施主体となる専門学校への入学を希望し、本市において、高度なITを持つ多くの若年IT人材の輩出が可能になるだけでなく、学生のキャリアアップや将来の就職活動に対する支援が促進されることになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今後、地域産業の振興を推進していくためには、次代を担う創造性豊かな人材を育成するとともに、地域経済に波及効果のある成長性の高い産業の集積を図る必要がある。

今回の特例措置の実施により、本市や近隣の市町村から当該特定事業を実施する専門学校への入学を希望する学生が増加するだけでなく、国家資格を取得することで数多くの高度なITを持つ若年IT人材が輩出されることとなる。

これらのIT人材は、地域情報化の推進のリーダー的な役割を担い、企業や地域のさまざまな場面で活躍することが期待できる。

さらに、木工業を中心とする地元企業がこのIT人材を確保することは、各企業における高度情報化の推進が図られることになり、事務処理のスピードアップや生産技術力の向上、新たな事業展開による企業競争力の維持・発展が期待され、地域経済の活性化に繋がるものである。

また、本市の施策にもある都市型成長産業の導入育成という面においても、

地域にIT人材が確保されていれば、IT関連企業やITを必要とする企業等にとっては、人材確保が容易となるため、企業の誘致に関しても有利となる。

8 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除
(1144、1146)する講座開設事業

地域にIT人材が確保されていれば、IT関連企業やITを必要とする企業等にとっては、人材確保が容易となるため、企業の誘致に関しても有利となる。

8 特定事業の名称

1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試
(1143) 験を免除する講座開設事業

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
(1144) 開設事業

(2) 別紙

新	旧
	<p>別紙 1</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p><u>1 1 3 1 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の (1 1 4 3) 午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹カレッジ (徳島市徳島町 2 - 2 0)</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日</p> <p><u>計画認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) <u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 初級システムアドミニストレータ講座 別添資料 1 のとおり</u> <u>なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について、経済 産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言 があった場合には対応することとする。</u></p> <p>(2) <u>修了認定の基準</u> <u>(1) に掲げた講座を 8 割以上出席した受講生について、修了認定に 係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し修了試験を実 施し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満 たした者について、修了を認定する。</u></p>

学校法人穴吹学園専門学校穴吹カレッジにおいて、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に情報システム学科(情報システムコース)講座を履修した者については、初級システムアドミニストレータ講座を修了した有資格者と定め、修了試験を実施し、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。この特例措置の活用したカリキュラムの実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

また、当該認定に係る講座の実施にあたっては、履修計画、実施方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加等が生じた場合には、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。

別紙

1 特定事業の名称

1 1 3 2 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する
(1 1 4 4、1 1 4 6) 講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹カレッジ
(所在地：徳島市徳島町 2 - 2 0)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ
(所在地：東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 A K ビル)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
「基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力試験 2 級併
用コース)」

別添資料のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について、経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験 (2 級)」を受験し、これに合格並びに第 1 部科目合格した者であって、履修計

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除す
(1 1 4 4) る講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹カレッジ (徳島市徳島町 2 - 2 0)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
基本情報技術者講座

別添資料 2のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について、経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

(1) に掲げた講座を 8 割以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対

画にある当該講座全体の80%以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、修了認定に係る試験の会場は、当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)に通知するものとする。

し修了試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

学校法人穴吹学園専門学校穴吹カレッジにおいて、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に情報システム学科(情報システムコース)講座を履修した者については、基本情報処理技術者補講講座(下記表1)を履修することにより、基本情報処理技術者講座を修了した有資格者と定め、修了試験を実施し、IIPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

表1 基本情報処理技術者補講講座

	項 目	教 科 名	授業数
1	システム応用(マルチメディアシステム)	情報処理概論(補足資料1)	1
2	ネットワーク技術(ネットワークソフト)	情報処理概論(補足資料2)	1

授業時間：1コマ50分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目		2級
1 情報の基礎理論		
	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	—
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	—
	計算量と情報量	—
2 データ情報とアルゴリズム		
	データ構造、アルゴリズムの基礎	—
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	—
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	—
3 ハードウェア		
	半導体と集積回路	—
	プロセッサ、動作原理	—
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	—
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	—
	コンピュータの種類と特徴	—
4 基本ソフトウェア		
	OSの種類と構成	—
	プロセス管理、割込み制御	—
	主記憶管理、仮想記憶	—
	入出力制御、ジョブ管理	—
	ファイル管理、障害管理	—
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	—
	ミドルウェア	—
5 システム構成と方式		
	システム構成方式、処理形態	—
	システム性能、信頼性	—

	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	
	情報化戦略(業務改善など)	
	財務会計(会計基準、財務諸表など)	
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)	
	IE分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	
	関連法規(情報通信、知的財産権)	
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。この特例措置の活用したカリキュラムの実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものであり、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。この特例措置の活用したカリキュラムの実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

また、当該認定に係る講座の実施にあたっては、履修計画、実施方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加等が生じた場合には、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。